

国庫補助負担金制度についての緊急決議

わが国は、その厳しい自然条件と山間地・都市山麓に立地する住宅地などの社会条件から、悲惨な土砂災害があとをたたず、多くの尊い人命が失われている。国・都道府県・市町村が力を合わせ土砂災害対策を実施しているが、危険箇所も多く、計画的かつ着実な対策が必要である。

平成16年度は公共事業関係の補助金が大幅に削減されたが、公共事業関係の財源はそのほとんどが建設国債に依存していることから、地方への税源移譲につながらず、さらに地方単独費も激減した状況となり、結果として地域にとって必要な公共事業が遅れるという問題が生じてきている。

平成17年度の予算編成にあたっての基本方針が決定される時期である今、政府におかれては、このような地方の実情を理解した上で、土砂災害に強い国土づくりのため下記の事項を実現されることを強く要望する。

記

1. 土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩による危険箇所は約23万5千箇所におよぶが、その整備状況は2割余と極めて低い状況にある。一方、平成18年度までは更なる補助金削減が予定されており、このままでは土砂災害の危険性の高い箇所も対策ができず放置される可能性が生じる恐れがある。
 - ・ **地域住民の生命を守るために、ハード・ソフト両面でのバランスある整備を計画的・重点的に推進すること**
 - ・ **地方の自主性・裁量性を高めつつ、必要な平成17年度砂防関係事業の所要規模を確保すること**
1. 地域発展のためには、安全で安心できる国土づくりが不可欠であるが、わが国では、毎年各地で土砂災害が発生している現状にある。こうした災害に的確に対処する必要がある。
 - ・ **機動的な事業配分が可能な国庫補助負担金制度による重点的・効率的な事業推進を図ること**
 - ・ **平成17年度予算の編成にあたっては、補助金削減の影響により、計画的かつ着実な事業実施に支障が生じ、地域の安全と発展を阻害する事がないよう配慮すること**

上記決議する。

平成16年5月12日

(社)全国治水砂防協会